

令和5年 第2回 幸手市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年2月24日 午後3時00分から午後5時10分

2 開催場所 幸手市役所第二庁舎第2会議室

3 出席委員 農業委員会委員（14名）

会 長

会長代理

7番	船	川	由	孝
14番	鈴	木		栄
1番	矢	島	清	春
2番	大	澤	年	一
3番	奥	貫		進
4番	江	森	正	之
5番	野	村	美	左緒
6番	倉	持	昭	夫
8番	田	中	吉	雄
9番	熊	谷	隆	夫
10番	山	中		栄
11番	増	田	隆	司
12番	増	田	福	重
13番	松	島	政	雄

農地利用最適化推進委員（6名）

岡	政	美
関	俊	男
梅	友	行
石		功
小	昭	三
小	川	肇

4 欠席委員 （なし）

5 議事日程

第1 議事録署名人について

第2 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地の公売に対する買受適格証明願承認について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見について

第3 報告事項

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 雑草対応状況について

報告第3号 令和5年2月常設審議委員会について

6 その他

・事務連絡

7 事務局

局長 田中孝徳

主幹 加藤照樹

主査 堀野真一

主任 岡安育子

開会 午後3時00分

◆局長

皆様、こんにちは。

令和5年第2回幸手市農業委員会を開会いたします。

本日の出席委員は14名でございます。幸手市農業委員会会議規則第9条に規定する会議定足数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことをご報告します。また、6名の農地利用最適化推進委員の方にご出席をいただいております。

それでは、開会に先立ちまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長、よろしくお願いいたします。

◆会長

(会長挨拶をする)

◆局長

どうもありがとうございました。

続いて、議事に入らせていただきます。

議事の進行につきましては、幸手市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長が議長となり、進めることとなっております。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

◆会長

それでは、まず初めに、議事録を確認いたします。

今回は第12回11月24日、第13回12月23日の2回分の議事録を確認いたします。

第12回の議事録について、事務局から発言を求められておりますので、事務局、説明をお願いいたします。

◆事務局

(修正を話す)

◆会長

ただいま12回の議事録についての修正の説明がありましたが、ほかにご意見等ございますか。

(意見を述べる)

ほかにごございますか。

(なしの声あり)

ないようでしたら、第12回の議事録確認を終了いたします。

続いて、第13回の議事録について、ご意見等ございますか。

(意見を述べる)

ほかにありますか。

(なしの声あり)

それでは、第13回の議事録確認を終了いたします。

以上で議事録確認については終了させていただきます。ありがとうございました。

続いて、議事日程第1議事録署名人についてであります。私から指名申し上げてよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、2番 大澤委員、3番 奥貫委員をお願いいたします。

続いて、日程第2議事に入ります。

議案第1号に移りますが、この案件については私の関係する案件でありますので、退席をいたしまして、議長については会長代理をお願いしたいと思います。

よろしくをお願いいたします。

(会長退席)

◆会長代理

それでは、会長に代わりまして議事を進めさせていただきます。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

◆事務局

資料1の議案第1号をご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

今回は1件でございます。

資料2のNo.1が2枚に分かれていますので、1枚目及び2枚目をお開きください。

番号1、1枚目、土地の所在 中野〇〇外2筆、地目は登記・現況ともに田、面積の合計は3筆で2,806㎡、次に、2枚目、土地の所在 長間〇〇外8筆、登記地目は田及び畑、現況地目 田、面積の合計は9筆で12,277㎡、総合計面積 12筆で15,083㎡、譲受人 大字神扇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 大字長間〇〇 〇〇〇〇、譲受理由 経営規模拡大、譲渡理由 労力不足、譲受人の耕作面積・家族数、耕作面積 37,304.9㎡、家族数 6人 耕作者数 3人。

所有権移転となります。

権利を取得しようとする者が農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えます。

◆会長代理

それでは、この案件につきましては〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

◆担当委員

それでは、ご説明いたします。

譲渡人の〇〇〇〇さんは久喜市で歯医者を開業している方なのですが、忙しくてなかなか会えなくて、2月18日に電話でお話を伺いました。

〇〇さんは、平成30年に父親が亡くなって相続したそうで、兄弟は2人いますが、実家には誰も住んでいないそうです。〇〇さんが時々実家に帰って草取りしているのですが、農業はやったことがなく、すべて譲受人の〇〇さんをお願いしているそうです。父親も代かきだけ自分で行き、田植えと稲刈りは譲受人の〇〇さんに40年以上前からお願いしていたとのことでした。

〇〇さんは、農地を持っていても負担だということで、農協にも相談したそうですが、この機会に〇〇さんに所有権を移転するということで申請に至ったそうです。

現地も確認をしましたが、〇〇さんがずっと耕作してきたところですから、きれいに耕作されていました。私のほうからの意見としては問題なしという意見ですが、皆様のご審議をお願いいたします。

◆会長代理

ありがとうございました。

1番の案件につきまして、質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、1番の案件について、承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、1番の案件は承認されました。

議長を会長に戻し、進行をお願いいたします。

(会長復席)

◆会長

それでは、続けさせていただきます。

議案第2号農地の公売に対する買受適格証明願承認についてを上程いたします。

事務局、説明をお願いいたします。

◆事務局

資料1の議案第2号をご覧ください。

議案第2号農地の公売に対する買受適格証明願承認について説明します。

資料2の右上に買受適格証明と記載してある地図をご覧ください。

番号1、土地の所在 惣新田字一ツ谷〇〇外3筆、地目は登記・現況ともに田、面積合計は4筆で6,470㎡、申請人 茨城県つくばみらい市〇〇 〇〇〇〇、営農の状況耕作面積 25,702㎡、家族数 3人 耕作者数 2人、所有者 大字惣新田〇〇 〇〇〇〇、備考 入札期間 令和5年4月4日から令和5年4月11日、開札日時 令和

5年4月18日。

買受適格証明は農地法第3条の規定による許可を必要とする公売に参加する場合、入札手続の際に提出することになります。

本申請について、つくばみらい市農業委員会及び本人に確認したところ、耕作状況はつくばみらい市に25,702㎡、旧大利根町に相対で2,000㎡ほど、農作業の従事状況は夫婦及び使用人1名の計3名、農機具の保有状況はトラクター4台、田植機2台、コンバイン1台、トラック2台を保有しているとのことでした。

また、本申請に至った理由としては、つくばみらい市から旧大利根町に圏央道を利用して移動する際中、幸手インターチェンジの存在から幸手市を知り、興味を持ったため本申請に至ったとのことでした。

先ほど見ていただきました資料2の買受適格証明と記載してある地図をご覧くださいますと、申請地のうち一番左側にある〇〇は、間口が8から9mと狭く、奥行きが長くなっていますが、所有している5条の田植機及び4条のコンバインで耕作していけるとのことでした。農機具の運搬については所有の3tトラックで運搬することです。また、水の管理については、近隣の耕作者に委託することです。

以上のことから、公売地を入札により取得できた場合の耕作についても問題ないと考えます。よって、申請者に対し、買受適格証明を承認しても問題ないと考えます。

なお、申請者は落札しましたら、その後農地法第3条の申請が提出される見込みとなっております。

◆会長

それでは、この案件について質問等ございますか。

〇〇委員。

◆委員

すみません。入札にはいろいろありますけれども、一般競争入札なのか、指名競争入札なのか、入札の種類や詳細がわかりましたら、教えていただけますか。

◆事務局

担当する国税局から、公売にかかった一覧というのが市の農業委員会のほうに必ず定期的に送られてまいります。これによりますと、農地の場合は適格証明が要りませんが、入札の参加制限はなく、一番高い価格をつけた人が落札することなので、役所の工事等という指名競争ではなくて、誰でも参加できる入札制度となります。

◆委員

分かりました。

◆事務局

なお、誰が落札したかというのは、市のほうに報告がきませんので、先ほどもご説明

させていただいたとおり、今回の申請人が落札した場合は、4月18日が開札日ですので、早ければ5月10日締め5月の総会で、3条の申請を出してくると思われます。もしかしたら3月の総会で適格証明が欲しいという人がでてくるかもしれませんが、今のところはこの方1件です。

◆会長

ほかにございますか。

〇〇委員。

◆委員

今、事務局のほうから、細長いところも自分でやれるから大丈夫だというお話がありました。先ほど現地を見たところ、隣の田んぼと1枚になって一体として使っていますので、あらためて畔をつくるようになるんでしょうね。使いにくいと思いますが、きちんと耕作していただければいいと思います。

◆会長

事務局、ほかの人に依頼するというようなお話もありましたね。

◆事務局

水の管理については、近所の方に委託するということでした。

◆会長

〇〇委員。

◆委員

現状は誰か耕作しているんですか。

◆会長

きちんと耕作してありますよ。

◆委員

その人はこれが競売にかかって、こうなるということは分かっているんですか。

耕作している人がいるなら、その人に作ってもらえれば、本来が一番いいことだと思うんです。現状作っている人がいますし、雑草が繁茂して困っているわけではないので、適格証明を出すべきかどうかは疑問な点があると思います。

◆事務局

先ほど皆さんにお示した、これは実はインターネットのホームページでも見れるものなんですけれども、それによりますと、当該土地は先ほど〇〇委員がお話をされた隣の土地と一体で第三者が耕作していますという説明書きがされております。会長と〇〇委員とで現地確認させていただいたのですが、確かに隣と一体で、両サイドを含めて、どこが仕切りなのだろうねという話は出ました。国の公売情報では第三者が一体として耕作しているという説明だけなので、どなたが一体として耕作しているかまでは調べて

おりません。申し訳ございません。

◆委員

農業委員会としては、例えば実際耕作者がいたら、こちらからその人にお願いはできないのですか。現況で耕作しているわけだから、それで問題なく耕作してもらったのなら、農地のためにはそのほうがいいですよ。

◆局長

何らかの理由で公売になっていますので、それを農業委員会が言っているのかどうか。

◆委員

そうなんですけれども、ただ、よその人がやるというのもどうなのでしょう。

◆局長

今耕作している人も、確かに自分の土地ではないというのは分かっているわけです。

◆委員

それは分かっていますが、競売になるというのはまず知らないでしょう。

◆委員

その辺は何かいい方法がないですかね。

◆局長

今の段階では買受証明だけなので、証明を出すことについては問題はないと考えているのですけれども。

◆委員

落札してからだと手遅れですよ。その人が自分が作っていたんだから、何をやっているんだとなりますよね。

◆推進委員

公売に至った経緯がよく分からないので、何とも言えないですけれども、多分耕作している人は知らないということはないと思います。一体で第三者が耕作していると記載されていますので、調査した結果なのでしょう。耕作している方にこの物件は競売にかかりますという情報はあのではないかという気がします。以前に農業委員をやっていた〇〇〇〇さんかその夫が、屋敷つきの畑か田んぼを公売で落札しましたが、そのときは国の担当者から、この物件が出ているのですが、どうですかという話があったそうですよ。その辺を考えると、情報があるのだと思いますが。

◆会長

そうですね。そういえば、神扇地区の平野の農地で今現在も公売なっているところがあるのですが、私は要らないと言ったところ、その隣の家はどうですかと話があったそうです。今回もお話しはあったと思いますよ。

ほかに質問等ございますか。

(なしの声あり)

ないようでしたら、買受適格証明願について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、議案第2号買受適格証明願を承認することといたします。

続きまして、議案第3号に移ります。

この案件については、私の案件ですので、また一時退席いたします。

(会長退席)

◆会長代理

それでは、再度会長に代わりまして、議事を進めさせていただきます。

議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画についてを上程します。

事務局、説明をお願いいたします。

◆事務局

議案第3号をご覧ください。

議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について説明します。

今回の案件は全部で35件ございます。議案書は3ページから10ページになります。

利用権の設定を受ける者・する者、土地の所在、地目、面積、新規更新の別、契約期間、賃借料、作物、権利の種類順で読み上げさせていただきます。

なお、一部内容を省略させていただきます。

番号1、天神島 ○○○○、権現堂 ○○○○、権現堂○○外2筆、田、4,465㎡、新規10年、10a当たり10kg 水稻、賃貸借権設定。

番号2、天神島 ○○○○、権現堂 ○○○○、権現堂○○外10筆、田、4,874㎡、新規10年、10a当たり10kg 水稻、賃貸借権設定。

番号3、神明内 ○○○○、神明内 ○○○○、神明内○○、田、463㎡、新規10年、1筆当たり5,000円 水稻、賃貸借権設定。

番号4、神明内 ○○○○、神明内 ○○○○、神明内○○、田、528㎡、新規10年、1筆当たり5,000円 水稻、賃貸借権設定。

番号5、上吉羽 ○○○○、東五丁目 ○○○○、権現堂○○、田、704㎡、更新5年、水稻、使用貸借権設定。

番号6、行田市 公益社団法人 埼玉県農林公社、宮代町 ○○○○、木立○○外2筆、田、3,167㎡、新規10年、10a当たり毎年JA埼玉みずほコシヒカリ1等米概算金30kg相当額、水稻、賃貸借権設定。

番号7、行田市 公益社団法人 埼玉県農林公社、権現堂 ○○○○、権現堂○○外

1筆、田、4,276㎡、新規10年、10a当たり毎年JA埼玉みずほコシヒカリ1等米概算金30kg相当額、水稻、賃貸借権設定。

番号8、行田市 公益社団法人 埼玉県農林公社、春日部市 ○○○○、神明内○○、田、2,628㎡、新規10年、10a当たり毎年JA埼玉みずほコシヒカリ1等米概算金30kg相当額、水稻、賃貸借権設定。

番号9、行田市 公益社団法人 埼玉県農林公社、北三丁目 ○○○○、北三丁目○
○外3筆、田、4,448㎡、新規10年、10a当たり毎年JA埼玉みずほコシヒカリ1等米概算金30kg相当額、水稻、賃貸借権設定。

番号10、行田市 公益社団法人 埼玉県農林公社、権現堂 ○○○○、権現堂○○
外3筆、田、5,140㎡、新規10年、10a当たり毎年JA埼玉みずほコシヒカリ1等米概算金30kg相当額、水稻、賃貸借権設定。

番号11、行田市 公益社団法人 埼玉県農林公社、上吉羽 ○○○○、権現堂○○
外7筆、田、2,884㎡、新規10年、10a当たり毎年JA埼玉みずほコシヒカリ1等米概算金30kg相当額、水稻、賃貸借権設定。

番号12、行田市 公益社団法人 埼玉県農林公社、上吉羽 ○○○○、上吉羽○○
外2筆、田、995㎡、新規10年、10a当たり毎年JA埼玉みずほコシヒカリ1等米概算金30kg相当額、水稻、賃貸借権設定。

番号13、行田市 公益社団法人 埼玉県農林公社、上吉羽 ○○○○、上吉羽○○
外3筆、田、8,752㎡、新規10年、10a当たり毎年JA埼玉みずほコシヒカリ1等米概算金30kg相当額、水稻、賃貸借権設定。

番号14、行田市 公益社団法人 埼玉県農林公社、上吉羽 ○○○○、上吉羽○○、
田、690㎡、新規10年、10a当たり毎年JA埼玉みずほコシヒカリ1等米概算金30kg相当額、水稻、賃貸借権設定。

番号15、行田市 公益社団法人 埼玉県農林公社、上吉羽 ○○○○、上吉羽○○
外1筆、田、4,377㎡、新規10年、10a当たり毎年JA埼玉みずほコシヒカリ1等米概算金30kg相当額、水稻、賃貸借権設定。

番号16、行田市 公益社団法人 埼玉県農林公社、松石 ○○○○、木立○○外
3筆、田、6,723㎡、新規10年、10a当たり毎年JA埼玉みずほコシヒカリ1等米概算金30kg相当額、水稻、賃貸借権設定。

番号17、行田市 公益社団法人 埼玉県農林公社、木立 ○○○○、木立○○、田、
2,989㎡、新規10年、10a当たり毎年JA埼玉みずほコシヒカリ1等米概算金30kg相当額、水稻、賃貸借権設定。

番号18、行田市 公益社団法人 埼玉県農林公社、木立 ○○○○、木立○○外
4筆、田、11,989㎡、新規10年、10a当たり毎年JA埼玉みずほコシヒカリ1等米概

算金30kg相当額、水稲、賃貸借権設定。

番号19、行田市 公益社団法人 埼玉県農林公社、木立 〇〇〇〇、木立〇〇、田、1,057㎡、新規10年、10a当たり毎年JA埼玉みずほコシヒカリ1等米概算金30kg相当額、水稲、賃貸借権設定。

番号20、行田市 公益社団法人 埼玉県農林公社、木立 〇〇〇〇、木立〇〇、田、1,903㎡、新規10年、10a当たり毎年JA埼玉みずほコシヒカリ1等米概算金30kg相当額、水稲、賃貸借権設定。

番号21、行田市 公益社団法人 埼玉県農林公社、木立 〇〇〇〇、木立〇〇、田、3,556㎡、新規10年、10a当たり毎年JA埼玉みずほコシヒカリ1等米概算金30kg相当額、水稲、賃貸借権設定。

番号22、行田市 公益社団法人 埼玉県農林公社、上吉羽 〇〇〇〇、上吉羽〇〇外3筆、田、4,698㎡、新規10年、10a当たり毎年JA埼玉みずほコシヒカリ1等米概算金30kg相当額、水稲、賃貸借権設定。

番号23、行田市 公益社団法人 埼玉県農林公社、外国府間 〇〇〇〇、上吉羽〇〇、田、2,155㎡、新規10年、10a当たり毎年JA埼玉みずほコシヒカリ1等米概算金30kg相当額、水稲、賃貸借権設定。

番号24、行田市 公益社団法人 埼玉県農林公社、上吉羽 〇〇〇〇、上吉羽〇〇、田、360㎡、新規10年、10a当たり毎年JA埼玉みずほコシヒカリ1等米概算金30kg相当額、水稲、賃貸借権設定。

番号25、行田市 公益社団法人 埼玉県農林公社、上吉羽 〇〇〇〇、上吉羽〇〇外1筆、田、4,281㎡、新規10年、10a当たり毎年JA埼玉みずほコシヒカリ1等米概算金30kg相当額、水稲、賃貸借権設定。

番号26、行田市 公益社団法人 埼玉県農林公社、幸手 〇〇〇〇、上吉羽〇〇、田、1,987㎡、新規10年、10a当たり毎年JA埼玉みずほコシヒカリ1等米概算金30kg相当額、水稲、賃貸借権設定。

番号27、千塚 〇〇〇〇、千塚 〇〇〇〇、千塚〇〇外1筆、畑 288㎡、更新5年、1筆当たり1,903円、野菜、1筆当たり1,265円、野菜、賃貸借権設定。

番号28、千塚 〇〇〇〇、千塚 〇〇〇〇、千塚〇〇外2筆、田、3,645㎡、新規5年、10a当たり30kg、水稲、賃貸借権設定。

番号29、千塚 〇〇〇〇、高須賀 〇〇〇〇、高須賀〇〇外2筆、田、6,099㎡、新規5年、10a当たり30kg、水稲、賃貸借権設定。

番号30、戸島 〇〇〇〇、平野 〇〇〇〇、平野〇〇外11筆、田、14,568㎡、新規10年、10a当たり30kg、水稲、賃貸借権設定。

番号31、神扇 (有) 〇〇、戸島 〇〇〇〇、戸島〇〇、田、4,675㎡、新規3年、

10 a 当たり30kg、水稻、賃貸借権設定。

番号32、行田市 公益社団法人 埼玉県農林公社、北二丁目 ○○○○、幸手○○外2筆、田、2,540㎡、新規10年、10 a 当たり毎年JA埼玉みずほコシヒカリ1等米概算金30kg相当額、水稻、賃貸借権設定。

番号33、行田市 公益社団法人 埼玉県農林公社、北二丁目 ○○○○、幸手○○、田、1,424㎡、新規10年、10 a 当たり毎年JA埼玉みずほコシヒカリ1等米概算金30kg相当額、水稻、賃貸借権設定。

番号34、行田市 公益社団法人 埼玉県農林公社、幸手 ○○○○、幸手○○外3筆、田、4,682㎡、新規10年、10 a 当たり毎年JA埼玉みずほコシヒカリ1等米概算金30kg相当額、水稻、賃貸借権設定。

番号35、行田市 公益社団法人 埼玉県農林公社、北二丁目 ○○○○、幸手○○外1筆、田、1,718㎡、新規10年、10 a 当たり毎年JA埼玉みずほコシヒカリ1等米概算金30kg相当額、水稻、賃貸借権設定。

◆会長代理

それでは、まず初めに、1番から26番までの案件は権現堂地区となりますので、地区推進委員の○○委員の意見を伺いたと思います。

○○委員、お願いいたします。

◆推進委員

1番と2番は貸付人が同じ家の方ですので、一緒に意見を申し上げます。

2番の貸付人の○○○○さんからお話を伺いました。10年くらい前から借受人の○○さんに相対で耕作してもらっているとのことでした。今回、新規10年の申請となります。

借受人の○○さんについては、大規模に耕作しておりまして問題はないと考えます。

次に、3番、4番は同じ○○さんという名字ですが、多分親戚か何かになっているのだと思います。3番、4番についても、一緒に意見を申し上げます。3番の借受人で4番の貸付人の○○○○さんに電話で話を伺いました。

3番については、貸付人の○○○○さんの所有の田んぼが、借受人の○○○○さんの所有する田んぼの隣にあるとのことでした。4番については、貸付人の○○○○さんの所有する田んぼが、借受人の○○○○さんの自宅近くにあるとのことでした。双方交換して耕作するというので今回の申請に至ったもので、新規10年の申請となります。両○○さんとも農機具等は一通りそろっておりまして、自作しているとのことでしたので、問題はないと考えます。

次に、5番ですが、貸付人の○○さんに電話でお話を伺いました。3年前に利用権の設定をして借受人の○○さんに耕作してもらっているとのことでした。今回5年の更新

となります。問題はないと考えます。

それから、6番から26番は、今回新規の10年の申請となります。貸付人の方は相対で〇〇さんに耕作してもらっていましたが、今回、埼玉県農林公社を通して〇〇さんに貸付けられます。すでに〇〇さんが耕作を行っておりますので、特に問題はないと考えます。

◆会長代理

ありがとうございました。

〇〇委員に1番から26番までの説明をしていただきましたが、この件について質問等はございますか。

◆委員

1番と2番の〇〇さんが借りる案件なんですけれども、これは賃借料が10a当たり10kgということ、県の農林公社の30kgに比べるとかなり安いんですね。先ほどの説明では以前から相対で借りていたとのことなんですけれども、以前から10kgで借りていたのですか。

埼玉県農林公社が基準だとは思いますが、安過ぎると思います。かなり小規模の田んぼなら分かってはいるのですが、ある程度の面積もある田んぼなので、市としても何か指導はされていないのでしょうか。

◆会長代理

事務局、いかがですか。

◆局長

あまりにも安いような場合は確認はしています。この案件は、申請の際に何をお話したかは分からないのですが、おそらく相対の時から10kgだったのではないのでしょうか。

◆委員

今後の賃借を考えると、あまり安い値段で前例をつくると、今後貸す人も困ると思いますし、集積計画もうまくいかなくなってしまうのではないかという気がします。実際に貸すほうも用水費、パイプラインを含めてかなりの金額を払っていると思うので、農業委員会としてもある程度の基準はつくったほうがいいのではないのでしょうか。

◆委員

すみません、よろしいですか。以前私の関係する案件で10aが16,000円というのがありました。耕作している方がそれを全部自分で、それなりの価格で全部処分しているんですよ。私も埼玉県農林公社の相場の30kgというのを説明して30kgでもいいですよと言ったのですが、そのままいいですよと。16,000円は確かに高いのですが、借受人が全部うちは処分できるので、その価格でいいですよということでした。

ですからこの案件もきちんと説明して、いや、10 k g でいいですよという話であれば、それは仕方ないと私は思います。

◆委員

いや、高い分にはいいと思うんですよ。例えば神扇地区や八代地区では、地主が負担している経費が用水費、土地改良費を含めると13,000円くらいかかっています。そうになると、15,000円でも10,000円でもいいのですが、埼玉県農林公社の30 k g 相当額というのが基準になるかと思いますが、10 k g は少ないのではないかと心配をしているのです。

◆委員

よろしいですか。以前にも利用権について発言してきたかと思いますが、値段がばらばらなんですよ。ただのところもあるし、農業委員会で目安はあってもいいとは思いますが。利用権の設定を、金額幾らと、30 k g を目安として届けておいて、あとはただでもやってもらうという方もいますので。

◆委員

説明すればいいんじゃないですか。

◆局長

前提として、双方合意の下で判を押して出してくれていますので、賃料についても合意が取れているものということで考えているのですが。

◆委員

事務局でその辺の説明はしていただいたほうが、後で問題が起きないかと思います。申請書が出されたときに、埼玉県農林公社ではこういう基準ですよということは説明すべきではないでしょうか。

◆局長

中間管理事業での利用権設定とは別になりますので。

◆委員

このくらいですということでもいいですので、その辺の説明は窓口へ来たときに、申請がされる前にきちんと説明すべきではないかと考えます。

◆委員

10 k g で納得して申請しているわけですが、基準は30 k g という話が出て、それならやめると、最悪のことを考えたら、そういうことになりますよ。

◆局長

確かにおっしゃるとおりで、あまり金額を示してしまうと、農業委員会がそうしなさいと言ったということになって、話がこじれる可能性もあるので、なかなか難しいところがあります。前提としては双方合意の上で賃料を決めてきているということですので。

◆推進委員

すみません。私の場合、利用権設定の窓口担当と何回かやり取りすることもあるので、実は、届出書、申請書をきちんとチェックしているのか、多少疑問なところがあります。

今〇〇委員が言ったのは、これは安いけれども、これでは貸付人が気の毒だから、もう少しどうですかとか、そういうことを言うのではなくて、今反当たり30kgというのが大体相場で貸し借りをを行っているのですが、30kgで大丈夫ですか、その程度の聞き方をすれば、いや、実はこういう話があって、これで大丈夫ですよという話が返ってくると思うのです。その程度は窓口でやり取りをしていかないと、例えば中間管理事業へ誘導するにしても、多分誘導できないと思います。

ある程度受けた段階で、通常と違うような条件だったら、確認してもいいのではないのでしょうか。私も実は利用権設定の調査の中で経験があるのですが、あまり踏み込むと面倒だからやめようかなとか、そういうことを言う人は確かにいます。でも、やはりある程度のやり取りをしないと、賃料がばらばらになってしまいます。中間管理事業への移行が目標にあると思いますが、それがやりにくくなってしまいますので、事務局のほうでも研究していただけないかとは私は思っていました。

◆委員

私も、もう少し強引に念を押したほうがいいんじゃないかという気がします。

◆局長

検討してみたいと思います。

◆委員

はい、お願いします。

◆会長代理

そのほかに何かございますか。

〇〇委員。

◆委員

今回、中間管理事業の案件が多いのは埼玉県農林公社が頑張ったのか、特別に何か取組や働きかけを行った結果なんですか。どんな働きかけをすれば、こういうふう to 増えていくのでしょうか。

◆委員

〇〇さんの案件はほとんど働きかけですね、それまで相対でやっていたから。

◆局長

そうですね。おっしゃるとおり相対でやりました。

◆委員

埼玉県農林公社を通せばメリットがあるということを説明したのでしょう。

◆局長

次の議案にあるとおり、〇〇〇〇さんが借受人なのですが、市のほうから中間管理事業のお話をさせていただいて、メリットだけでなくデメリットも当然お話をしました。

〇〇さんは30件以上相対でやっていて賃料の米を配っていたので、それが配らなくてよくなって、口座振替でやりとりできるため、メリットも大きいということで制度を利用していただけたという話になりまして、相対から中間管理事業へ移行をしていただいたという経緯です。

◆委員

結局、貸してくださいで受ける場合と、ぜひお願いしますで受ける場合でまるきり立場が違いますよね。〇〇さんがやっていたときは相対で60kgだったのが、埼玉県農林公社を通すと30kgが目安なので、今まで60kg頂いていた方々が30kgになります。それでもやってもらうためにはそれしかないのです承したということでしょう。

◆委員

もう一つお聞きしたいのですが、よろしいですか。

メリットの部分なんですけど、これからの農業は厳しい状況ですので、補助金や政策の面と中間管理事業との差は、今後何かありますか。

◆局長

今、情報としては特別なものはないです。

以前からある制度で、地域でまとまって中間管理機構に貸し出すと、個人ではなくて地域に対して補助金が出るというのはありますけれども、今後は新しいものがあるかというところはないですね。

◆委員

わかりました。

◆会長代理

ほかに何かございますか。

(なしの声あり)

それでは、次に移りたいと思います。

27番から29番の案件が行幸地区となりますので、地区の推進委員の〇〇委員の意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いいたします。

◆推進委員

まず、27番の貸付人の〇〇〇〇さんにお話を伺ってまいりました。貸付人の〇〇〇〇さんが本家で、借受人の〇〇〇〇さんが分家で、家も隣合わせです。申請地は、借受

人の〇〇さんのお宅に隣接した畑で、野菜を作っているとのことですが、先祖代々から貸借をしていたようです。今回設定期間が満了したので、更新の申請をしたとのことですが。

次に28番ですが、こちらの案件は新規です。こちらは17日に貸付人の〇〇〇〇さん宅にお伺いしました。これまでは田植えだけをお願いしていて、そのほかの作業に必要な農機具はそろっていたため何とか耕作をしてきたようですが、年齢的なことも考えた末、今回お願いすることにしたそうです。〇〇さんには以前から別な農地をお願いしていたそうで、今回追加で貸付けに至ったとのことですが。

次の29番の案件も新規です。同じく17日に貸付人の〇〇さん宅にお伺いしましたが、〇〇〇〇さんが不在でしたので、母親にお話を伺いました。父親は数年前に亡くなり、〇〇さん本人は会社員で、農業はあまり携わってこなかったようです。母親も高齢で耕作が難しい状況なので、以前から別の方に全ての農地をお願いしてきたのですが、その方の所有している農地に隣接している約1反の農地は継続して耕作を引き受けてくれたのですが、健康面でできないということで今回の申請地は返されてしまい、近所の方のお力添えで〇〇さんをお願いすることができたようです。

なお、28番と29番の借受人の〇〇さんについては、機械等もそろっていて、問題ないと考えています。

以上で、よろしく申し上げます。

◆会長代理

ありがとうございました。

〇〇委員より27番から29番までご説明いただきましたが、この件について質問等はございますか。

(なしの声あり)

それでは、次に移ります。

30番と31番の案件が八代地区となりますが、地区の推進委員の〇〇委員に代わり〇〇委員に調査をしていただいておりますので、意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いいたします。

◆推進委員

私は八代地区はあまり知らないので申請者のお宅がわからず、やっと見つけて調査して参りました。

まず、2月18日に30番の貸付人の〇〇〇〇さんにお話を伺いました。昨年までは〇〇さんという方と利用権設定をして耕作をお願いしていたのですが、〇〇さんも高齢になって耕作ができないということで、大変困っていたところ、借受人の〇〇〇〇さんが耕作してもいいよと言ってくれたため、依頼したそうです。貸付人の〇〇〇〇さんは

農機具等はないとのことで、経営主も今後は娘の〇〇さんに変更になるということでした。

借受人の〇〇さんについては、私は2月18日と20日と23日に〇〇さんの家までお伺いしたんですけれども、会うことができませんでした。電話も3回ほどしたんですけれども、電話も出ていただけませんでした。

続いて、31番の貸付人の〇〇〇〇さんですが、〇〇〇〇さんは以前から約7,000㎡を(有)〇〇に耕作をお願いしていたそうです。本人も高齢のため、今年から他のたんぼも(有)〇〇をお願いすることにしたそうで、今回は新規に利用権設定で申請したそうです。庭先の畑がきれいに整理されているような作物が作っており、農機具は家庭菜園に使うもの以外は処分するそうです。

なお、この農地は杉戸町とまたがっていて、幸手市内の面積が4,675㎡です。幸手と杉戸は畦畔で分かれていたらしいのですが、畦畔を外したところ、杉戸町の担当者の方が確認に来たそうです。

◆会長代理

ありがとうございました。

〇〇委員は借受人の〇〇さんに会えなかったということで、地区の推進委員の〇〇委員のほうから説明をお願いします。

◆推進委員

〇〇さんですが、このところ毎月利用権設定の案件で借受人となっております。急速に耕作面積が増えたため耕運作業でかなり忙しくてなかなか連絡がつかない方で、〇〇委員には本当に申し訳ないことをしました。今の段階では何とかやってくれるだろうとかなり期待をしているのですが、若干不安な面もなきにしもあらずです。地元の推進委員としてはできるだけ協力して、規模拡大がスムーズに行くように応援したいと思っています。特に問題はないと思います。

◆会長代理

ありがとうございました。

両委員から説明をいただきましたが、質問等はございますか。

(なしの声あり)

それでは、次に移ります。

32番から35番の案件は幸手地区となりますので、地区の推進委員の〇〇委員の意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いいたします。

◆推進委員

32番から35番の案件は、全て新規の申請です。

初めに、32番から34番ですが、3件とも借受人が同じですので、一括して申し上げます。

それぞれ貸付人本人からお話を伺いました。3人とも農機具は一切なく、以前から相対で〇〇さんに耕作をお願いしておりましたが、今回正式な手続で貸すことにしたとのことです。なお、埼玉県農林公社を通して、〇〇さんが借受人となります。

次に、35番ですが、貸付人の〇〇さん本人からお話を伺いました。〇〇さんは農機具は一切なく、以前から父親の知人に耕作をお願いしていましたが、その方が耕作できなくなり、〇〇さんを紹介され、今回の契約になったとのことです。なお、埼玉県農林公社を通して、〇〇さんが借受人となります。

以上のことから、今回の案件については問題はないと考えております。

◆会長代理

ありがとうございました。

〇〇委員に32番から35番について説明をいただきましたが、質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、ただいまの農用地利用集積計画について、承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、議案第3号は承認されました。

議長を会長に戻し、進行をお願いしたいと思います。

(会長復席)

◆会長

ご協議いただきまして、ありがとうございました。

それでは、続いて議案第4号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見についてを上程いたします。

事務局、説明をお願いいたします。

◆事務局

議案第4号をご覧ください。

議案第4号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見について説明します。

一部内容を省略させていただきます。

番号1、権利の設定を受ける者 上吉羽 〇〇〇〇、土地の所在 北三丁目〇〇外63筆、地目 田、面積 89,419㎡、権利の種類 賃貸借権設定、契約期間 10年、賃借料 10aあたり毎年JA埼玉みずほコシヒカリ1等米概算金30kg相当額、作物 水稲。

なお、〇〇氏は認定農業者であり、年齢も若く、上吉羽地区で大規模に農業経営をしており、今回の土地を合わせて耕作していくことに特に問題はないと考えます。

◆会長

こちらの農用地利用配分計画案について、質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、農用地利用配分計画案について、意見なしということによろしいですね。

(はいの声あり)

それでは、議案第4号については終了いたします。

次に、報告事項に入ります。

報告第1号、事務局、お願いいたします。

◆事務局

報告第1号をご覧ください。

農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてでございます。

(市街化区域内の農地転用5条の届出3件を報告する)

◆会長

続いて、報告第2号を事務局お願いいたします。

◆事務局

雑草対応状況について報告いたします。

(雑草対応状況を報告する)

◆会長

続いて、報告第3号を事務局、お願いいたします。

◆事務局

埼玉県農業会議主催の令和5年2月常設審議委員会について報告します。

令和5年第1回農業委員会総会において、(株)〇〇が大字長間で太陽光発電設備を設置する案件についてご審議いただき、承認をいただきました。

当該案件は総会でも説明させていただいたとおり、転用面積が30aを超える案件のため、常設審議委員会の意見聴取対象でした。

令和5年2月6日に開催された常設審議委員会に意見照会したところ、同日、許可相当との回答を得たため、令和5年2月7日に春日部農林振興センターに進達したところ
です。

なお、許可日につきましては、本日を予定しております。

以上です。

◆会長

ありがとうございました。

皆様の協力により議事の全てが終了しましたので、局長にお返ししたいと思います。

◆局長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、次第5のその他に移らせていただきます。

事務局から事務連絡がございます。

◆事務局

事務局から4点連絡いたします。

(事務連絡を行う)

◆局長

長時間にわたりまして、大変お疲れさまでした。

最後に、閉会に当たりまして、会長代理よりご挨拶をお願いいたします。

会長代理、お願いいたします。

◆会長代理

(会長代理挨拶をする)

閉会 午後5時10分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和5年4月24日

議 長 船 川 由 孝

署名委員 大 澤 年 一

署名委員 奥 貫 進